



# 金 沢 市 公 報

号外第21号の3

平成28年(2016年)6月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	<p>●教育委員会規則</p> <p>○金沢市学校運営協議会規則 (学校職員課) 4</p> <p>●選挙管理委員会告示</p> <p>○金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程の一部改正について (選挙管理委員会) 6</p> <p>○金沢市公職選挙運動実施規程の一部改正について ( " ) 7</p>
<p>●規 則</p> <p>○金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則 (福祉総務課) 1</p> <p>○金沢市介護保険規則の一部を改正する規則 (介護保険課) 2</p> <p>●告 示</p> <p>○金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について (こども政策推進課) 2</p>		

## 規 則

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月22日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第52号

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第5号中「(次号に該当するものを除く。)」を削る。

別表第1の備考第2項第3号、別表第2の備考第4項第3号、別表第3の備考第4項第3号及び別表第4の備考第5項第3号中「並びに」を「、」に改め、「第60条第1項」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項」を加える。

(金沢市母子保健法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市母子保健法施行細則(平成8年規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表の備考第2項第3号中「並びに」を「、」に改め、「第60条第1項」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項」を加える。

(金沢市老人福祉法施行細則の一部改正)

第3条 金沢市老人福祉法施行細則(平成8年規則第65号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第4項第3号中「並びに」を「、」に改め、「第60条第1項」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項」を加える。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市児童福祉法施行細則別表第1から別表第4までの規定は、平成28年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の金沢市母子保健法施行細則別表の規定は、平成28年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の金沢市老人福祉法施行細則別表第2の規定は、平成28年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第53号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則（平成12年規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第23号の2の2（表）中「合計所得金額」の次に「と（遺族年金・障害年金）収入額」を加え、同様式（裏）中

「2 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その全てを記入し、通帳等の写しを添付してください。

3 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。 を

4 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。」

「2 この申請書における「遺族年金」については、寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金を含みます。

3 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その全てを記入し、通帳等の写しを添付してください。 に

4 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。

5 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。」

改める。

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第218号

金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和47年告示第54号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分	補助対象経費	補 助 限 度 額		
		第1子	第2子	第3子以降
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者の世帯	入園料と保育料との合計額	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
(2) 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		年額 272,000円	年額 290,000円	年額 308,000円
(3) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円以下となる世帯		年額 115,200円	年額 211,000円	年額 308,000円
(4) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円を超え171,600円以下となる世帯		年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円

(5) 上記区分以外の世帯		年額 154,000円	年額 308,000円
---------------	--	----------------	----------------

## 備考

- 1 この表において「第1子」とは、減免算定児童（同表の第1号から第3号までに掲げる世帯にあつては特定被監護者等、同表の第4号及び第5号に掲げる世帯にあつては同一世帯における小学校第3学年修了前児童をいう。以下この表において同じ。）のうち、最年長児（最も年長となる減免算定児童（減免算定児童が1人の場合にあつては、当該減免算定児童）をいう。第5項及び第6項において同じ。）が対象幼児である場合における当該対象幼児をいう。
- 2 この表において「特定被監護者等」とは、次に掲げる者であつて、保護者と生計を一にする者をいう。
  - (1) 保護者に監護される者
  - (2) 保護者に監護されていた者
  - (3) 保護者又はその配偶者の直系卑属（前2号に掲げる者を除く。）
- 3 この表において「小学校第3学年修了前児童」とは、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設（通所によるものに限る。）に入園し、入所し、若しくは在学し、又は児童発達支援、医療型児童発達支援、特例保育若しくは家庭的保育事業等を利用している幼児及び小学校の1年生から3年生までの兄又は姉をいう。
- 4 この表において「小学校の1年生から3年生までの兄又は姉」とは、満6歳に達した日後の最初の4月1日から満9歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定により保護者が就学させる義務を猶予され、又は免除された児童であつて、当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免除が取り消されたことに伴い、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在学するものを含む。）をいう。
- 5 この表において「第2子」とは、減免算定児童が2人以上の場合のこれらの減免算定児童のうち、次年長児（最年長児の次に年長となる減免算定児童をいう。次項において同じ。）が対象幼児である場合における当該対象幼児をいう。
- 6 この表において「第3子以降」とは、減免算定児童が3人以上の場合のこれらの減免算定児童のうち、最年長児及び次年長児以外の減免算定児童が対象幼児である場合における当該対象幼児をいう。
- 7 この表における「市町村民税の所得割課税額」は、世帯の構成員中2人以上の者に所得がある場合にあつては、これらの者の市町村民税の所得割課税額を合計した額とする。
- 8 この表において「所得割課税額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、この所得割課税額を計算する場合には、同法第314条の2第1項第11号の規定による所得控除については、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により算出した額を控除するものとし、地方税法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 9 保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次の各号のいずれかに該当する場合におけるこの表の第2号及び第3号の規定の適用については、同表の第2号中「272,000円」とあり、及び「290,000円」とあるのは「308,000円」と、同表の第3号中「115,200円」とあるのは「217,000円」と、「211,000円」とあるのは「308,000円」とする。
  - (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（第8号において「要保護者」という。）
  - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）
  - (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下この項において「在宅障害児」という。）に限る。）
  - (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
  - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害

- 者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）
- (7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅障害児に限る。）
- (8) その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 10 対象幼児が次の各号のいずれにも該当する場合におけるこの表の第4号の規定の適用については、同号中「62,200円」とあり、及び「185,000円」とあるのは、「308,000円」とする。
- (1) 保護者が現に養育している児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下この号及び次号において同じ。）が3人以上いる世帯の児童であること。
- (2) 前号の世帯の児童のうち、3人目以降の児童であること。
- (3) この表の第4号に掲げる世帯に属する第1子又は第2子であること。
- 11 対象幼児について実際に支払った入園料と保育料との合計額が当該対象幼児に係る補助限度額を下回る場合は、当該支払った入園料と保育料との合計額を補助金の額とする。
- 12 この表の規定にかかわらず、市長が特に困窮していると認める場合は、この表の第1号に該当する世帯として取り扱うことができる。

#### 附 則

この告示は、平成28年度分からの補助金について適用する。

## 教 育 委 員 会 規 則

金沢市学校運営協議会規則をここに公布する。

平成28年6月22日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

### ●金沢市教育委員会規則第9号

金沢市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営に関して金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域の住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画の促進及び連携の強化を進めることにより、学校と地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成することができるかと認める場合には、協議会を置く学校を指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）を行おうとするときは、指定をしようとする学校の校長及び地域住民等の意向を踏まえ、指定を行うものとする。

3 指定の期間は2年とし、再指定をすることができる。ただし、最初の指定の期間は、指定をされた日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認等)

第4条 指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) その他校長が第2条の目的を達成するために必要があると認める事項に関すること。

2 指定学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、当該指定学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴くものとする。  
(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、当該指定学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、地域住民等に対して、活動状況を公開する等の方法により、積極的に情報提供に努めなければならない。

(住民参画の促進等)

第7条 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、当該指定学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

(組織等)

第8条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 地域の住民

(2) 保護者

(3) 当該指定学校の校長

(4) 当該指定学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) その他教育委員会が適当であると認める者

3 委員に欠員を生じた場合には、教育委員会は、新たな委員を委嘱し、又は任命することができる。

4 指定学校の校長は、第2項第3号の委員以外の委員を推薦することができる。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるに適しない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び指定学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、委嘱され、又は任命された日の属する年度の3月31日までとする。

2 第8条第3項の規定により新たに委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき、又はその指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第13条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修等)

第14条 教育委員会は、必要に応じて委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい理解を得るための研修等を行うものとする。

(指導、助言等)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確かな把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消さなければならない。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合
- (3) その他指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、指定学校の指定の取消しに当たっては、事前に当該指定学校の校長と連携して協議会に対し必要な指導及び助言を行い、協議会の運営の改善に努めなければならない。

3 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解嘱等)

第17条 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解嘱し、又は解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- (2) 第9条に規定する義務に反したとき。
- (3) その他解嘱又は解任に相当する事由があると認められるとき。

2 指定学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解嘱し、又は解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 金沢市立小学校、中学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改める。  
第22条の3第1項に次のただし書を加える。

ただし、学校運営協議会を置く学校については、この限りでない。

3 金沢市立工業高等学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改める。  
第24条の3第1項に次のただし書を加える。

ただし、学校運営協議会を置く場合は、この限りでない。

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第46号

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程（平成6年選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月22日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

様式第4号その1の備考第4項第2号中「15,300円」を「15,800円」に改める。

様式第5号の備考第4項第2号中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

様式第6号の備考第4項第2号中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

様式第7号その1中「あて先」を「宛先」に改め、同その1（別紙）その2中「15,300円」を「15,800円」に改め、同様式その2中「あて先」を「宛先」に改め、同その2（別紙）の備考第1項中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同様式その3中「あて先」を「宛先」に改め、同その3（別紙）の備考第2項中「26円73銭」を「27円50銭」に、

「557,115円」を「573,030円」に改める。

附 則

改正後の金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

●金沢市選挙管理委員会告示第47号

金沢市公職選挙運動実施規程（昭和30年選挙管理委員会告示第46号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月22日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

第36条第2項中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）」に改める。

附 則

改正後の金沢市公職選挙運動実施規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

平成28年(2016年)6月22日 印刷  
平成28年(2016年)6月22日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄